

農業農村整備における情報化施工技術の活用方針(ICT活用促進の取組)について

○趣旨

- ・農業農村整備の現場を支える建設業界では、高齢化等による人手不足が進行していることから、労働環境改善を推進し、建設現場の生産性向上を図る必要がある。
- ・このような状況のもと、農業農村整備事業を着実に実施していくためには、ICT（情報通信技術）を活用し、調査設計や施工等を効率化することが重要である。
- ・合わせて、ICTの活用で得られる測量や施工の3次元データを受益者に提供することにより、ICTに対応した営農機械による施肥・防除や心土破碎等の作業の効率化を図るなど、農業生産性の向上に努める取組（スマート農業との連携）も進める必要がある。
- ・このことから、農業農村整備にICTを積極的に活用し、施工と営農、双方の効率化・省力化を図り、生産性向上を促進していく。

○経過(令和4年度まで)

- ・農林水産省は、平成 29 年 3 月に「情報化施工技術の活用ガイドライン」を策定し、技術の導入に係る費用を計上できることとし、活用を推進。
- ・道農政部においても、平成 29 年度より情報化施工に関する検証調査業務を実施し、データ収集等を行うとともに、令和 2 年 1 月、農業農村整備事業における情報化施工について、施行成績評価におけるインセンティブの設定（成績の加点）による受注者発意（施工承諾型）の技術導入を促し、ICT施工の推進を図ってきたところ。
- ・しかしながら、「施工承諾型」では今後の普及が見込めないことから、掛り増し経費の計上を伴う「受注者希望型」の実施方針を策定し、普及推進を図ることとした。

【参考】施工承諾型の取組工区数：H30(7工区)、R1(14)、R2(25)、R3(23)、R4(30)

○取組(令和5～7年度)

<令和5年度>

- ・掛り増し経費の計上を伴う「情報化施工技術の活用（モデル工事）実施方針」を策定。
→モデル工事の実施パターン：「①全面的なICT活用」、「②部分的なICT活用」
【参考】R5取組工区数：受注者希望型(6)、施工承諾型(36) …計 42 工区

<令和6年度>

- ・「情報化施工技術の活用（モデル工事）実施方針」を改訂。
→実施パターンについて、ICT施工を伴わなくてもよい「③簡易的なICT活用」を追加。
【参考】R6取組工区数：受注者希望型(46)、施工承諾型(21) …計 67 工区

<令和7年度>

- ・「情報化施工技術の活用モデル工事(草地版)」の策定。
→ICT活用モデル工事に係る草地版の実施方針を策定。
【参考】R7取組(予定)工区数：受注者希望型 草地整備型(2719)、それ以外(12560) …計 15279 工区(予定8月末時点)

〇ICT活用促進の取組について

- ・道農政部では、農業農村整備事業を請け負う建設業における、技術者や作業員の担い手不足や、働き方改革関連法の施行による、職員の労働環境の改善や施工の効率化に対応するとともに、営農の効率化に資する取組として、令和8年度からICTの活用を促進する。

<基本的な考え方>

1 対象工事

- ・道営農業農村整備事業として発注する全工区のうち、次の要件を全て満たすものが対象。
 - (1) ICTの活用に係る費用負担の増について受益者等の了解を得ていること。
 - (2) 資格が「農業土木」及び「舗装」に該当し、公告等級がA（ランクアップAを含む）であること。但し、主たる工種が道路工の場合、B等級でも可とする。
 - (3) 施工規模が情報化施工技術の活用実施方針に示す適用範囲に該当すること。

2 発注時期について

- ・令和8年3月発注工区（ゼロ国、翌債）から対象とする。

3 発注方式について

- ・受注者希望型を原則とする。
 - 受注者がICTを活用しない場合、受注者はその理由を発注者に報告すること。当面は受注しない活用しない理由に「~~受益者の理解を得られない~~」「ICT施工に向けた体制が整わない（ICT施工機械を調達できないなど）」等の理由も認めるものとする。
- ・次の工区についてはICTを活用する発注者指定型を原則とする。
 - 過年度のBIM/CIM活用業務（試行）により、3次元データの成果を有する工区。

4 ICTの活用範囲について

- ・事前に受発注者が施工箇所や数量、掛り増し経費等について協議し決定すること（ICTの活用は工区の一部でも可）

5 ICTの活用パターンについて

- ・事前に受発注者が協議のうえ決定すること。「①全面的なICT活用」、「②部分的なICT活用」、「③簡易的なICT活用」のいずれでも可とする。
 - ※ICTの活用パターンの詳細は、別添の「ICT活用促進の取組に係るロードマップ」左下の【ICT活用パターン】を参照のこと

6 その他

- ・上記事項は令和8年度のICT活用促進の取組を開始する際の基本方針であり、令和8年度の実施結果を踏まえ、令和9年度以降、対象工区等について随時変更する。
 - ※詳細は別添の「ICT活用促進の取組に係るロードマップ」を参照のこと。
- ・災害復旧工事におけるICTの活用については、個別に協議すること。

以上